

呉市人権教育・啓発推進指針

(改訂版)

生きてますか



あなたらしさ

「児童・生徒の人権啓発ポスター・絵画展」入選作品

人権尊重都市宣言

人は、すべて生まれながらに自由であり、人間として尊ばれ、人間として生きる権利を有している。

私たちは、美しい自然と誇り高い伝統をうけつぎ、郷土の発展と明るくより豊かな生活をきずくため「呉市民憲章」を制定し、基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとに、平和で豊かな希望に満ちた文化のまちづくりに努めてきた。

しかしながら、今日、部落差別をはじめ様々な人権侵害の事象があとを絶たない。

よって呉市は、基本的人権の尊重の精神に基づき、すべての人々の人権がひとしく尊重され、自由と平等が享受できる社会の実現を目指して、「人権尊重都市」とすることを宣言する。

以上、決議する。

平成5年6月16日

呉市議会

目 次

1 推進指針の策定に当たって	
(1)策定の背景.....	1
(2)推進指針の基本理念.....	2
2 人権教育・啓発の現状と課題	
(1)これまでの取組.....	2
(2)今後の方向性.....	3
3 人権教育・啓発の基本計画	
(1)人権に関する現状.....	4
①女性の人権 ②子どもの人権 ③高齢者の人権 ④障害者の人権 ⑤同和問題 ⑥外国人の人権 ⑦様々な人権	
(2)人権教育・啓発の基盤整備.....	6
①既存組織の強化 ②新たな連携の強化 ③研修体制の整備 ④人権教育・啓発推進のための人材育成 ⑤人権教育・啓発のための教材開発 ⑥その他	
4 人権教育・啓発の推進体系	9
5 用語解説	11
6 資 料	15

1 推進指針の策定に当たって

(1)策定の背景

《人権をめぐる国際的な動向》

国際連合は、昭和23年の第3回総会において『世界人権宣言』^{※1}を採択し、人類にとって人権が守られている状態、すなわち自由と平等の権利が守られ維持されることが人類の平和な社会の基礎であると宣言しました。その後、「国際障害者年」、「国際識字年」など、各種の「国際年」^{※2}を制定したり、人権に関する条約を採択するなど、全世界の平和と人権の確立をめざす様々な活動を展開してきました。平成6年の第49回総会においては、世界中に人権文化を構築することを目的にして、平成7年から平成16年までの10年間を「人権教育のための国連10年」^{※3}とすることを決議しました。このことに基づいて、各国に、あらゆる場で、あらゆる人々を対象にして、あらゆる方法で人権教育を積極的に進めていくための「行動計画」策定を求めています。

《人権をめぐる国内の動向》

昭和21年に公布された『日本国憲法』は、「國民主権」、「平和主義」及び「基本的人権の尊重」を理念としており、その第14条において「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」とし、すべての国民の「法の下の平等」の保障を規定しました。昭和31年、国際連合への加盟が承認されてからは、国際社会の一員として、国際社会と協調しつつ、国内外の情勢に即して人権尊重のための様々な取組を推進してきました。さらには、「21世紀を人権の世紀に」^{※4}をキーワードにした国際的な人権尊重の流れに呼応して、「障害者基本法」^{※5}、「アイヌ文化振興法」^{※6}、「高齢社会対策基本法」^{※7}、「男女共同参画社会基本法」^{※8}などの法整備がされました。

人権に関する施策においては、平成9年に「人権擁護施策推進法」^{※9}の施行、そして平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」^{※10}（以下「人権教育・啓発推進法」という。）を制定しました。その基本理念は「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない（第3条）」としています。また、地方公共団体の責務として、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する（第5条）」と位置付け、併せて国民の責務（第6条）についても言及しています。平成14年3月には、「人権教育・啓発推進法」の具体化と言うべき「人権教育・啓発に関する基本計画」が法務省により策定されました。この基本計画では、人権教育・啓発の実施主体者間の連携、多様な学習機会の提供、また対象者の発達段階や地域実情等に応じて創意工夫しながらねばり強く実施することが重要であるなど、取組の方向が示されています。

一方、今日の日本社会は、経済状況の悪化とそれに伴う人々の社会意識の変化、日々進展していく情報手段による様々な情報の交錯など、社会環境は大きく変化しています。その中で、人々の生活様式や価値観が一層多様化し、ますます社会的不安や人間不信が募り、人権尊重の意識が希薄になる状況があり、すべての人の権利を尊重する人権教育・啓発を推進していくことは緊急な課題であると言わざるを得ません。

呉市においては、平成5年6月の市議会で「人権尊重都市」宣言が決議され、すべての市民が力を合わせて人権が尊重される社会の実現に向けて取組を続けているところです。

今後さらに「人が人として大切にされ、互いに支え合うふれあいに満ちたまちづくり」を推進していくために、人権をめぐる国際的潮流、国内での人権に関する取組及び現代社会の状況を踏まえ、呉市における推進指針を策定します。

(2)推進指針の基本理念

この推進指針は、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」の趣旨や「人権教育・啓発推進法」及び「広島県人権教育・啓発指針」^{※1}を踏まえ、真に「人権尊重宣言都市」にふさわしい呉のまちを実現するために、これからの人権教育・啓発の在り方を明らかにするものです。

「人権教育・啓発推進法」の理念は、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにあります。このことは、「広島県人権教育・啓発指針」の「第2 指針の目標」に、「人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりを目指す」と位置付けられています。同指針の「第3 人権教育・啓発の基本的な在り方」には、「県・市町村などの実施主体は、その責務を認識し、創意工夫しながら地道に粘り強く、人権教育・啓発を続けていく必要がある」、さらに「行政や教育の中立性を確保した上で、政治運動や社会運動との関係を明確に区別して実施しなければならない」としています。なお、「人権教育・啓発推進法」第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神のかん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう」と定義されております。

これらを受けて、本市の推進指針は、市民一人一人が、「人権とは何か」「人権の尊重とはどういうことか」「人権を侵害された場合、これを排除し、救済するための制度はどのようにになっているか」などについて正しく認識するとともに、それらの認識を態度面、行動面に生かし、日常生活の中に根づかせていくことによって、「すべての市民の基本的人権が尊重される地域社会づくり」の実現をめざすことを基本理念とします。

2 人権教育・啓発の現状と課題

(1)これまでの取組

あらゆる差別を早期に解決し、「人権尊重のまちづくり」を推進する責務のある行政職員に対して、その課程研修に同和問題研修を位置付けるほか、同和主任（平成14年～人権主任）研修を実施し、職場内での同和問題研修（平成14年～人権問題研修）の充実を図るなどの取組を継続してきました。市民啓発については、人権センターを中心にして様々な研修を実施していますが、行政総体での取組をより充実するために住民啓発に当たる人材育成を図るなど、自らの人権意識を高めると同時に、啓発の主体としての力量を培う取組を進めてきました。

呉市内の地区自治会連合会を母胎として組織された「呉市同和教育推進連絡協議会（同推連）」では、同和問題の解決と人権認識の浸透及び一人一人の人権が守られ、民主的で明るい地域社会の構築を目的とする組織として、地域での啓発・研修を実施してきました。研修内容については、自己と向き合い、自らの差別意識をとらえ直すということを基本にして、参加型の形態で小集団討議や体験型の人権学習を多く取り入れるなど多岐にわたる啓発活動を実施してきました。

現在、30数団体が加盟している「世界人権宣言」呉実行委員会は、12月4日から10日の人権週間を中心とした講演会や、市民が人権について考え合う研究集会を主催するなど、呉市民の人権意識の高揚に向けた取組を展開、継続しています。^{※12}

このほか、小・中学校における保護者対象の研修、企業関連では事業主や職員対象の研修なども精力的に取り組んできました。

一方、呉市の保育所・幼稚園・学校においては、人権尊重の精神のかん養と、あらゆる差別をなくしていくとする意欲と実践力を持った人間の育成をめざして同和教育の積み上げを行ってきました。これは、幼児・児童・生徒の「教育環境」である保育所・幼稚園・学校の在り方や子ども集団の在り方、また地域・家庭の人間関係の実態を教職員自らが明らかにし、そこに見られる現状を人権の観点から討議・分析した教育課題や自己課題に基づいて取り組んできたものです。また、差別や人権侵害と関わってどう生きるのかを模索した人々の生き方に学び、子ども自身の人権を大切にする基本的価値観・道徳観などの確立をめざす取組でもあり、その成果は、展望の持てる子どもの未来を創造する形となって現れています。このような教育は自己陶冶・自己実現の具体的な教育として今も広く認知されており、意欲と実践力を持った子どもたちが、未来の呉市を、一人一人の人権を大切にする地域社会していくことを思えば、人権認識をすべての子どもたちに「体得」させていく教育こそが重要であると言えます。

(2)今後の方向性

これまで、様々な場面で、様々な対象者への研修、啓発を推進してきましたが、今なお深刻で重大な人権侵害が生起しています。その背景には、人権についての正しい認識がまだ十分には浸透していないなどの状況があります。このことは、平成13年度に実施した「呉市民の同和問題についての意識調査」においても、「人権」について「身近に感じてい

る」という意見より、「身近に感じていない」という意見の方が、わずかながらも多かったことや、日常生活の中では人権を尊重する態度や行動が十分ではないという実態なども明らかになりました。

この意識調査の分析結果からは、「人権問題に関する講演会などの参加状況は増加傾向にあり、啓発活動によく接触している人ほど、人権問題の解決に向けて積極的な意見を持っている」ということが分かりました。このことは、人権教育・啓発の意義、役割の重要性を証明するものです。

したがって、今後の方向性としては、人権に関わる状況を鑑み、市民が主役となって人権尊重の理念を実現する地域社会をつくり上げる取組をさらに継続することが大切です。さらには、人権教育・啓発における質と量を考えた時、研修内容の質的向上と教材・手法・研修方式にかなりの工夫が求められます。また、実態として存在している諸課題を明確にし、系統的に、また横断的に学習することによって、「体得」できる実践の方法・内容を確立していくことも欠かせません。また、このような人権教育・啓発を推進していくためには、その主体者である保育士、幼稚園教諭、学校教職員、行政職員など人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者の質的向上を図る研修等が、これまで以上に必要となってきます。この意味で、市役所の各機関、教育委員会は相互に連携して人材育成に努めることが大切です。

3 人権教育・啓発の基本計画

様々な課題解決に向けて、あらゆる場において人権教育・啓発を推進することは、市民一人一人の人権感覚を磨き、互いの人権を認め合うという人権尊重の基礎をつくることになります。そして、その取組を全市的に拡充していくことが、「すべての市民の基本的人権が尊重される地域社会づくり」へつながっていくのです。

人権に関する現状を明らかにし、さらなる成果を期待して人権教育・啓発推進のための基本計画を示します。

(1)人権に関する現状

人権に関する様々な問題について、これまで取り組んできましたが、依然として課題を残している現状があります。人権課題とその現状は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月）」にも述べられているのですが、呉市の実情を踏まえ、取り組む必要があります。

①女性の人権

日本国憲法は、法の下の平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家庭関係における男女平等（第24条）について明文化しています。本市においても、平成13年12月に「くれ男女共同参画推進条例」が施行され、平成15年1月には「呉市男女共同参画都市宣言」を行いました。

しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあります。また、女性に対する夫・パートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等が社会的に問題となっており、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。

呉市男女共同参画都市宣言

呉市は、瀬戸内の美しい自然と、先人たちが築いてきた「ものづくり」のまちとしての歴史と文化に囲まれた魅力あふれるまちです。

21世紀を迎え、少子・高齢化等、社会が大きく変化するなか、人が人として大切にされ、やさしさあふれるまちとして更に発展していくためには、家庭に、職場に、地域に、男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に發揮し、責任も分かちあえる社会を実現して行かなければなりません。

呉市は、市制100周年を迎える新たな100年に向けての第一歩を踏み出す今、市・市民・事業者が協働して男女共同参画のまちづくりに取り組み、「誰もが住みやすく住んでみたい呉市」を目指して「男女共同参画都市」を宣言します。

平成15年1月28日 呉市

②子どもの人権

子どもの人権の尊重や、その心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいて、その基本原理ないし理念が示されています。また、国際的にも「児童の権利に関する条約」^{※16}等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されています。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、依然として憂慮すべき状況にあります。例えば、少年非行は、凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されています。また、学校における校内暴力・いじめ・不登校などの問題、児童虐待や犯罪によって被害を受ける子どもたちの問題などがあります。

③高齢者の人権

高齢者の人権にかかわっては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や、その有する財産権の侵害のほか、社会的、経済的自立や社会参加が困難な状況にあることが指摘されています。

④障害者の人権

障害者基本法は、「すべての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化そのほかあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しています。しかし、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。

また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もあります。

⑤同和問題

同和問題に関する差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの根強く存在している」（平成11年人権擁護推進審議会答申）状況があり、同和問題に対する人々の理解を妨げる「えせ同和行為」^{※17}も依然として横行しているなど、まだまだ深刻な状況にあります。呉市においても教育、就職、産業等の面での課題があります。

⑥外国人の人権

近年の国際化時代を反映して、在住外国人は年々増加傾向にあり、多くの外国人が、労働、福祉、教育、住宅等の面で課題を抱えています。わが国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等を始め、日系人やアジアからの人々など多数の在住外国人を巡って、言語や文化、習慣の違いなどから様々な人権問題が発生しています。

⑦様々な人権

ここまで取り上げた人権課題の他に、アイヌの人々、HIV感染者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、性同一性障害などの人権侵害があります。

このような人権課題の早期解決は一機関、一部門、個人の力で実現に至るものではありません。人権救済、人権教育・啓発、今後の生活の在り方の支援など、どれをとっても行政のあらゆる分野に多岐にわたる行政課題であることは言うまでもなく、学校、企業、さらには市民の総力によって果たすことができるのです。そのためにも、あらゆる場における人権教育・啓発を通じて、一人一人が人権感覚を磨き、人権侵害を見抜き、見逃さず、態度や行動を身に付けることが必要です。

【各人権課題取組の基本目標は、「人権教育・啓発の推進体系」P9～に示しています】

(2)人権教育・啓発の基盤整備

人権教育・啓発の推進は、実施主体である行政の責務に鑑みて、あらゆる人権に関わる分野で行政的な基盤整備が達成される必要があり、国・県にも働きかける必要があります。

次に、市の整備すべき組織上の課題や人権教育・啓発の推進上の課題を示します。

①既存組織の強化

呉市では、従来から全庁的な取組の中で人権侵害の解決に向けた施策を推進してきました。特に教育・啓発については、学校教育・社会教育の分野で実を挙げてきました。人権教育の推進に当たっては、すべての人々に、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において、人権への配慮が、自

然に態度や行動に現れてくるような発達段階に即して人権感覚を育むことが重要です。そのため、今後、国の基本計画にのっとり、生涯学習社会の実現に向けて、その根幹となる社会教育、その基礎となる学校教育、その土壤となる家庭教育において人権教育の推進を図る必要があります。呉市は、総合的かつ具体的に人権教育・啓発の推進により、諸課題の解決を図ります。また、平成14年6月に「呉市同和教育推進連絡協議会」を発展的に移行し、新たに、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決をめざして設立された「^{※19}呉市人権教育・啓発推進連絡協議会」では、従来にも増して協議会の研修会等を充実させると同時に、各地域での呼びかけの範囲を拡大し、多様な市民層への啓発活動を実施することが求められています。

②新たな連携の強化

発達段階に応じた教育機関（保育所・幼稚園・小・中・高等学校など）の連携、公民館・市民団体の主催する人権教育・啓発活動などとの連携、そして、人権擁護委員の行う人権相談・啓発活動・人権救済の活動などについての連携・調和を保つことが重要です。また、行政の各機関が、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・在住外国人など、それぞれの人権の特質を踏まえて人権問題として対応し、事業などを企画する際に、それらが総合的・効果的に行われるために、人権センターと各機関、各機関相互の連携を密にして推進することが大切です。

また、これまで人権侵害の訴えがあった場合、関係機関と連携して対応してきましたが、今後も行政の関係部署の緊密な連携と統括によって、「救済・支援」を視野に入れた取組が求められます。

③研修体制の整備

文献・資料・図書、また視聴覚教材・機器などを整備し、情報ネットワークによって各機関・団体が相互に活用できるようにすることが求められます。国内外、県内などの人権に関する情報など、新たな文献や情報を収集し、整備を図ります。また、写真展・新書紹介コーナーを設置するなど、市民と各機関が利用しやすくする工夫も考えられます。

呉市の行った各人権課題に関するアンケート・実態調査などを総合的に分析し、市民の意識状況に応じた人権教育・啓発を企画、実施することが重要です。そのためには、各組織の把握している統計、アンケート、調査等を多角的に研究する必要があります。その際、「差別を受けている人の立場に立つ」視点をもって、問題点や原因を究明し、人権教育・啓発の内容を構成していくことが重要です。同和問題に関しては、平成12年度実施の「同和地区教育・生活実態調査」^{※20}、平成13年度実施の呉市民の「同和問題についての意識調査」並びに「呉市同和対策推進協議会答申」^{※21}を踏まえて、就労や基礎学力の確実な定着と学習意欲の向上を図る取組、啓発活動などの行政施策に生かしていくなければなりません。

④人権教育・啓発推進のための人材育成

呉市においてもなお一層、人権教育・啓発を推進する人材を育成することが重要です。

保育所・幼稚園、小・中・高等学校においては、児童・生徒の発達段階に応じた教材を活用し、人権意識のかん養と人間的成長を促す指導がなされるために、各人権課題に即して具体的で継続的な教職員研修が必要です。

社会教育では、生涯学習の立場から、各家庭や地域での人権尊重の精神でつながった家族関係・近隣との共同体関係を築くという課題があります。住民が主体的に人権の大切さを認識し、それに配慮した生活が営めるよう、そして「人権尊重の呉市」を実現できるよう、様々な内容と手法で人権教育・啓発を推進することが大切です。そのためには、教育・啓発を担当する人材を量的に幅広く確保することが必要であり、行政職員、学校教職員対象に、また、広く市民に呼びかけ、人権教育・啓発を推進する人材を養成する講座等を企画していくかなければなりません。

⑤人権教育・啓発のためのプログラム開発

人権教育・啓発をさらに深化、発展させていくためには、様々な人権課題を研修テーマとして取り上げることと併せて、学習者が、自分と人権問題とのかかわりを明らかにしながら主体的に学ぶことができるプログラム開発に取り組むことが必要です。

(ア) 人権尊重の理念についての正しい理解を図ることを目的にする参加型研修プログラム

(イ) お互いの思いを出し合う場で様々な意見を吸収する中で、自己の社会観・世界観・人生観をより深め、人権認識に立った生き方への変容を促す研修プログラム

(ウ) 人権が侵害されたことによる心の傷や痛みを共有し、また人権確立の闘いに学びながら、学習者が自己の在り方・生き方を内省し、自己変革に向かうきっかけとなるような研修プログラム

これまで呉市としては、毎年12月4日から10日の人権週間に際しての街頭啓発、児童・生徒の人権啓発ポスター・絵画展及びその入選作品の巡回展示、啓発講師派遣、人権啓発リーフレットの全戸配布、ラジオ・テレビによる広報活動などを実施してきました。また、「世界人権宣言」呉実行委員会の加盟団体として呉市民を対象とした人権講演会など多様な形態の啓発活動を行ってきました。

これらの成果と課題を整理し、新しい発想や手段・手法による企画を取り入れ、より実効ある取組にしていくことが大切です。

4 人権教育・啓発の推進体系

呉市人権教育・啓発推進体系

【主な所管課】欄は、平成17（2005）年度現在の機構名称を使用

	【基本目標】	【主な所管課】
女性の 人権	<p>①固定的な性別役割分担意識を払拭し、人権尊重を基盤とする男女平等観の形成のための啓発・教育の推進。</p> <p>a女性の人権に関する啓発活動の充実・強化 b家庭・学校・地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育の充実</p>	市民生活課・学校教育課・人権センター
	<p>②女性の社会参画と自己実現の促進</p> <p>a女性に対する人権侵害の対応や防止に向けた相談活動・支援体制の充実 b女性に対する学習機会の充実 c関係機関等との連携・協力</p>	市民生活課・健康増進課・子育て支援課・人権センター
子どもの 人権	<p>①子どもを基本的人権の享有主体として尊重する社会の実現をめざした教育・啓発の推進</p> <p>a子どもの権利に関する教育・啓発の推進 b幼稚園、保育所（園）、学校及び家庭における人権教育の充実と学習機会の提供 c保育士、教職員、指導員等に対する教育・啓発の推進</p>	学校教育課・子育て支援課・子育て施設課・人権センター
	<p>②子どもの人権の尊重及び健全育成の推進</p> <p>aいじめ問題、児童虐待などへの対応や、防止に向けた相談活動・支援体制の充実 b幼稚園、保育所（園）、学校、家庭、地域及び関係機関等の連携強化</p>	学校教育課・学校安全課・子育て支援課・子育て施設課・健康増進課・人権センター
高齢者 の 人権	<p>①高齢者の自立と社会参画のための教育・啓発の推進</p> <p>a高齢者の人権についての理解を深める教育・啓発の推進 b高齢社会に関する基礎的知識や介護・福祉に関する理解を深める学校教育の推進 c高齢者の学習機会の整備並びに高齢者の持つ知識・経験等を活かす社会参画の条件整備 d高齢者と他世代の相互理解の促進</p>	学校教育課・文化振興課・福祉保健課・健康増進課・人権センター
	<p>②高齢者の自己実現と尊厳の確保</p> <p>a高齢者に対する人権侵害の対応や防止に向けた相談活動・支援体制の充実</p>	福祉保健課・人権センター

障害者の人権	<p>①障害者の自立と社会参画のための啓発・教育の推進 a障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念の定着を図る教育・啓発の充実 b障害児教育の充実並びに障害者・児に対する理解と認識を深める学校教育の推進 c保育士、教職員、指導員等に対する教育・啓発の推進</p> <p>②障害者の自己実現と尊厳の確保 a障害者に対する人権侵害の対応や防止に向けた相談活動・支援体制の充実</p>	福祉保健課・保健総務課・学校教育課・子育て施設課・文化振興課・人権センター
	②障害者の自己実現と尊厳の確保 a障害者に対する人権侵害の対応や防止に向けた相談活動・支援体制の充実	福祉保健課・学校教育課・人権センター
同和問題	<p>①同和問題に関する正しい認識を深めるための教育・啓発の推進 a同和地区関係者に対する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決をめざした教育・啓発の充実 b「えせ同和行為」の排除に向けた取組の推進 c周辺地域を巻き込み、隣保館を拠点とした人権尊重のまちづくりの推進</p> <p>②同和地区関係者の自己実現と尊厳の確保 a学校、家庭、地域社会が一体となった学力向上の促進 b同和地区関係者に対する人権侵害の対応や防止に向けた相談活動・支援体制の充実</p>	学校教育課・人権センター
	②同和地区関係者に対する人権侵害の対応や防止に向けた相談活動・支援体制の充実	学校教育課・人権センター
外国人の人権	<p>①多文化共生社会の形成のための教育・啓発の推進 a外国人に対する偏見や差別意識を解消し、異文化の尊重と外国人との共生に向けた教育・啓発の充実 b交流・異文化体験等による理解と認識を深める学習の工夫</p> <p>②外国人の自己実現と尊厳の確保 a外国人に対する人権侵害の対応や防止に向けた人権相談・支援体制の充実 b外国人の社会参加の支援及び条件整備</p>	秘書広報課・学校教育課・文化振興課・人権センター
	②外国人の社会参加の支援及び条件整備	秘書広報課・学校教育課・人権センター
様々な人権	<p>①それぞれの人権に関する状況を把握し、市民一人一人が、人権感覚を磨き、互いの人権を認め合う教育・啓発の推進 a感染症等の正しい知識を深めるための教育・啓発の推進と学校等における保健指導の充実 bアイヌの人々、刑を終えて出所した人々についての理解を図るための教育・啓発の推進 cインターネット等を用いた差別書き込みや個人情報の流用によるプライバシー侵害への対応</p>	保健総務課・学校教育課・人権センター・総務課

すべての市民の基本的人権が尊重される地域社会づくり

5 用語解説

※1 世界人権宣言

第二次世界大戦の痛烈な反省の中から、国際連合憲章に差別撤廃と人権擁護の必要性が盛り込まれ、昭和23年12月10日、国際連合第3回総会で、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として採択された宣言。採択された12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

※2 国際年

国際社会が1年間を通して一つの共通した問題に取り組む国際年は、国際連合により制定され、各国政府は官民合同の国内委員会を設立し、行動計画を作成するよう要請される。テーマは国際連合がめざす平和・経済的及び社会的発展、人権の促進などに関するもので、世界がかかえる大きな問題について「相互依存」の精神に基づいて考え、それぞれの地域で行動を起こすことが主旨とされている。

国際児童年（昭和54年） 国際障害者年（昭和56年）

国際先住民年（平成5年） 国際高齢者年（平成11年）

※3 人権教育のための国連10年

平成6年12月の国際連合総会において、平成7年～平成16年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。人権教育を「知識と技術の伝授及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、各国に様々な活動を行うことを提唱した。

これを受けて日本では、平成9年に「国内行動計画」が策定された。

※4 障害者基本法

昭和40年代中頃以降、障害当事者が前面に登場し、国際障害者年などの世界的規模での障害者福祉理念の定着があった時代の中で、政府は〈完全参加と平等〉を取り入れた基本法制定の要求を受け、平成5年11月26日に心身障害者対策基本法（昭和45年）を改定し、障害者基本法が制定された。

※5 アイヌ文化振興法

明治32年に制定された「北海道旧土人保護法」によってアイヌの人々は日本文化への同化を強いられ、アイヌ文化は自主性・独自性を失い、様々な差別をアイヌの人々にもたらした。平成9年に「北海道旧土人保護法」は廃止され、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現とそのためのアイヌ文化の振興を目的とした「アイヌ文化振興法」が制定された。

※ 6 高齢社会対策基本法

平成 7 年に制定されたこの法律は、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくため社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくことを目的とする。

※ 7 男女共同参画社会基本法

男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を保障し、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うことができる社会の実現をめざして、平成11年 6 月23 日に公布された法律。

※ 8 人権擁護施策推進法

平成 9 年に施行されたこの法律は、人権の擁護施策の推進について国の責任を明らかにするとともに必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的とした、5 年間の時限立法。人権擁護推進審議会の設置を定めている。

※ 9 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

平成11年の人権擁護推進審議会の答申を踏まえ、平成12年に制定された。国や地方自治体に、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務があると明記しており、地方自治体による施策の実施を助けるため、国による財政的措置を定めている。

※ 10 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育・啓発推進法に基づき、人権擁護推進審議会答申や「人権教育のための国連10 年」国内行動計画等を踏まえ、我が国の人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために平成14年 3 月に策定された。

※ 11 広島県人権教育・啓発指針

人権教育・啓発推進法に基づき、広島県が今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示すものとして平成14年 5 月に策定された。

※ 12 「世界人権宣言」呉実行委員会

昭和59年11月、呉市全域に人権尊重の輪を広げ、「世界人権宣言」の理念の実現を願い、「世界人権宣言」呉実行委員会が結成された。この組織には、自治会連合会、企業、民間団体、行政及び教育関係者等が結集し、人権尊重の精神を基底に据え、市民への啓発活動や研修など積極的に実施している。

※13 呉市民の同和問題についての意識調査

同和問題への市民の意見を把握することによって、国民的課題である同和問題を解決するための呉市における行政諸施策、特に啓発事業を推進するための基礎資料とすることを目的とする。

呉市では、昭和59年、平成6年及び平成13年に実施した。

※14 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動を指す。その行為は、単なる性的いやがらせにとどまらず、それを繰り返すことによって相手の生活環境を著しく悪化させるなど、人の尊厳を深く傷つける人権侵害行為である。

※15 ストーカー行為

同一の者に対して恋愛感情等その他の好意の感情、又はそれが満たされなかつたことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。

※16 児童の権利に関する条約

昭和58年11月に国際連合総会で採択された条約。18歳未満のすべての者を対象に生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障の権利、教育についての権利等について包括的に規定している。日本は平成6年に批准した。

※17 えせ同和行為

「同和問題とはこわい問題である」という世間の差別意識に乘じ、同和関係資料の押売などの不当な要求、不法な行為により、利権をあさろうとする行為。こうした行為は同和問題や真に部落差別解消に取り組む団体に対する誤った認識を国民に植え付けるなど、同和問題の解決にとって大きな阻害要因となっている。

※18 HIV感染者等

HIVはヒト免疫不全ウイルスのことであり、HIVへの感染によって抵抗力が低下し、いくつかの合併症を起こした状態をエイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）という。らい菌による感染症であるハンセン病は、感染力がとても弱く、ほとんど発病の危険性はない。また今日では治療法が確立されている。

※19 呉市人権教育・啓発推進連絡協議会

昭和59年に結成された「呉市同和教育推進連絡協議会」は、各地区における同和教育や啓発活動の推進を目標に精力的に事業を展開してきた。その結果、多くの成果を上げてき

たが、今後、様々な人権問題の解決に柔軟に対応できる組織の必要性から、「呉市同和教育推進連絡協議会」を発展的に解散し、「呉市人権教育・啓発推進連絡協議会」を設立した。

※20 同和地区教育・生活実態調査

呉市における同和地区住民の生活実態、また児童生徒の教育実態を把握し、行政施策の成果と今後の課題を明らかにすることによって同和問題の解決に資することを目的にして行われた実態調査。生活実態調査については昭和60年及び平成6年、また教育実態については平成6年に同様の調査を実施している。

※21 「呉市同和対策推進協議会答申」

呉市長から「同和問題の解決に向けた施策の今後の在り方について」の諮問を受けて出された答申。「同和地区実態調査」「市民意識調査」の結果やこれまでの同和行政の成果と課題を明確にし、また人権教育・啓発、人権擁護に関する国・県の動向などをふまえ、呉市における同和問題の解決をめざす今後の取組の新たな方向性について答申をまとめた。

※22 ノーマライゼーション

障害者や高齢者などを特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会を実現しようという考え方。

呉市人権政策審議会

○付属機関の設置に関する条例

制定 昭和28年5月28日 条例第29号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の付属機関を別表のように設置する。

第2条 付属機関の組織その他については、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第1条関係）

名称	担当する事務
（）	（）
呉市人権政策審議会	人権政策に関する審議を行う
（）	（）

○付属機関の設置に関する条例施行規則

制定 昭和28年6月9日 規則第40号

（目的）

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例（昭和28年呉市条例第29号）第2条の規定に基づき、付属機関の組織その他について必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 付属機関は、委員をもつて組織する。

2 前項の委員の定数は、別表のとおりとする。

（会長及び副会長）

第3条 付属機関に会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（委員）

第4条 委員は、市の職員、学識経験のある者及び関係官公庁等の代表者の中から市長が命じ又は委嘱する。

（任期）

第5条 委員の任期は2年とす。ただし、後任者が就任するまで在任するものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

- 第6条 付属機関の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 付属機関は、委員の2分の1以上でかつ市の職員、学識経験のある者及び関係官庁等の代表者の中から選任された委員がそれぞれ1人以上出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(運営に関する細目)

- 第7条 この規則で定めるもののほか、付属機関の運営に関する細目については、付属機関が定める。

附 則

この規則は、昭和28年5月28日から適用する。

別表（第2条関係）

付属機関の名称	定 数			
	市の職員	学識経験ある者	関係官公庁等の代表者	計
呉市人権政策審議会	3	14	3	20

呉市人権政策審議会委員

(順不同)

区分	職 名	氏 名
学識経験者(14)	呉大学社会情報学 助教授 呉大学看護学部 講師 弁護士 呉市身体障害者福祉協会会长 呉人権擁護委員協議会会长 呉市民生委員児童委員協議会副会長 呉地区保護司会 呉市自治会連合会会长 呉市女性連合会会长 呉市医師会 部落解放同盟呉市協議会議長 世界人権宣言呉実行委員会事務局長 呉市老人クラブ連合会会长 ひまわり21(日本語教室呉)代表	磯田朋子 片山美香 岡山秀明 森山勇 香川美都子 松本桂子 重村式子 梅河内秀登 喜田晃江 竹広茂子 谷口吉俊 屋敷代智枝 正藤直樹 西田美智代
関係官公庁の代表者(3)	広島法務局呉支局長 呉公共職業安定所長 広島県呉地域事務所厚生環境局長	赤枝京二 佐々木昭二 石丸義之
市の職員(3)	呉市助役 呉市教育長 呉市市民部長	赤松俊彦 森功一 辻明

任期：平成14(2002)年11月15日～平成15(2003)年6月1日

呉市人権政策審議会 答申

平成15年3月18日

呉市長 小笠原 臣也様

呉市人権政策審議会 会長 香川 美都子

「呉市人権教育・啓発推進指針」(案)について(答申)

平成15年1月7日付け呉市人第126号で諮問のあった表記の「呉市人権教育・啓発推進指針」(案)については、適當と認める。

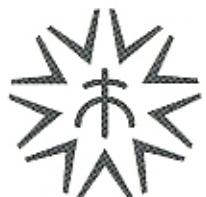
なお、本審議会の本指針(案)に対する所感及び指針(案)実現に向けての要望は、次のとおりである。

本指針(案)は、今後ますます人権教育・啓発の重要性が増す中、教育・啓発の現状と課題をふまえて呉市の人権教育・啓発の基本方針とその推進体制を明らかにすることを目的としている。

あらゆる人権課題を解決し、「すべての市民の基本的人権が尊重される地域社会づくり」を実現するには、市民一人一人が「人権尊重の理念」を正しく理解するとともに、日常生活の中に根付かせていく不斷の努力が必要である。また、人権教育・啓発の推進者の力量を高める必要がある。そのためには、指針策定を形式だけのものにするのではなく、指針を具現化する実効ある取組が重要であることは言うまでもない。

【要望事項】

- 1 差別を受けている人の立場に立って、自らのこととして考えられる体験的な、教育・啓発の実施に努めること。
- 2 人権教育・啓発の推進に当たり、各人権課題を所掌する担当課を明確にし、責任を持って遂行すること。
- 3 「女性の人権」について、DV、セクハラ等が強調されすぎると日常的な、性別役割による人権侵害が軽んじられてしまう。性別役割分担意識が依然として強く残っていることに留意した教育・啓発を推進すること。
- 4 「子どもの人権」について、不登校、いじめ、非行等の顕在化する事象に注意が行くが、目立った兆候のない子どもの人権にも配慮した対応をするよう留意すること。
- 5 「高齢者の人権」について、高齢者の経験知識を生かすとともに、その声を反映させる教育・啓発事業を推進すること。
- 6 「障害者の人権」について、障害者のおかれている現状に十分留意した教育・啓発事業を推進すること。
- 7 「同和問題」について、今なお根深い差別意識が存在しており、その解消に向けた教育・啓発を従前にも増して推進すること。
- 8 「外国人の人権」について、その実態を把握するとともに、社会参加を視野に入れ、関係機関、団体との連携を図ること。



吳市人権教育・啓発推進指針

平成15年3月発行
平成17年4月改訂

吳市人権センター
☎0823-25-3465
☎0823-25-3177